

スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合の開催について

1. 目的

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成30年12月21日閣議決定）では、「地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始する」とされている。次期の総合戦略の策定に向けて、スポーツ・健康まちづくりを幅広い観点から検討するため、スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合を開催する。

2. 構成員

会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長が必要と認めるときは関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

- 議長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
- 副議長 スポーツ庁スポーツ総括官
- 構成員 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局参事官
内閣官房情報通信技術(IT) 総合戦略室参事官
総務省大臣官房企画課長
国土交通省総合政策局政策課長
観光庁観光資源課長
経済産業省商務情報政策局サービス政策課長
経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長
厚生労働省健康局健康課長
スポーツ庁健康スポーツ課長
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

3. その他

会合の庶務は、スポーツ庁等関係省庁の協力を得て、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。

会合の内容は、原則として公開とする。